

■現場審査依頼書(第10号様式)をご提出願います。
 (希望日の二週間前までに依頼書のご提出(FAX)をお願いします。)

<http://www.abhc.jp/yoshiki/index.html>

👉 “住宅性能証明”を検索、もしくは経過表といっしょにお渡しした書式をご使用ください。

ご提出いただいた後、検査員が日程調整の連絡をいたします。

現場審査の回数	1回目	2回目
耐震証明基準の場合	①基礎配筋完了時	②躯体工事完了時 ※
断熱等性能証明基準の場合 一次エネルギー消費量証明基準の場合	①下地張り直前の工事完了時	②竣工時
高齢者等配慮対策証明基準の場合		

※耐震証明基準の場合、建築基準法の完了検査が無い場合は3回目の竣工時審査が必要となります。



※現場審査(立会い時)には施工状況報告書をご持参願います。
 (施工状況報告書は当センターホームページからダウンロードできます。)

<http://www.abhc.jp/yoshiki/index.html>

👉 “住宅性能証明”を検索願います。



■審査員が追加の書類等の提出をお願いした場合は、速やかにご提出願います。

すべての審査が終了した後、次の書類をご提出願います。



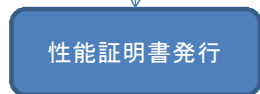
【竣工後の手続きに必要な書類】

- ① 工事監理報告書の写し
- ② 確認検査済証の写し
- ③ 記載事項変更届(家屋番号の確定など)

※家屋番号とは、不動産登記法に基づく1棟ごとの番号です。

住宅性能証明書には、この家屋番号の記載が必要となります。

申請時に家屋番号が未定の場合は、家屋番号の決定後に記載事項変更届をご提出願います。



●必要書類の確認後、住宅性能証明書を発行します。